

入札参加資格登録業者 各位

会津若松市長 室 井 照 平  
( 公印省略 )

## 技能労働者への適切な賃金水準の確保について

このことについて、平成 29 年 3 月、技能労働者の確保・育成を図るため、公共工事設計労務単価が改訂されました。

市におきましても、新労務単価の早期適用を図っております。

事業者の皆様におかれましては、本趣旨をご理解いただき、下記事項(国からの要請等。)について特段のご配慮をお願いいたします。

### 記

#### 1 技能労働者への適切な水準の賃金の支払い

雇用する技能労働者への適切な水準の賃金支払とともに、適切な価格での下請契約の締結の徹底、下請企業に対する技能労働者への適切な水準の賃金支払の要請等。

#### 2 インフレスライド条項の適用等について

平成 29 年 3 月 1 日以降に契約を締結する工事のうち、旧労務単価を適用して積算しているものについて新労務単価に基づく請負代金額に変更した場合には、元請業者と下請業者の間で既に締結している請負金額の見直しや技能労働者への賃金水準の引き上げ等に適切に対応すること。

#### 3 法定福利費の適切な支払と社会保険等への加入徹底

技能労働者への法定福利費相当額を適切に含んだ賃金の支払い、社会保険料相当額(事業主負担分及び労働者負担分)を適切に含んだ額による下請負契約の締結及び労働者を社会保険等に参加させるよう下請業者への指導等。

#### 4 若年入職者の積極的な確保

新労務単価の上昇を若年労働者の賃金引き上げと社会保険等への加入へつなげ、若年入職者の確保を更に積極的に推進すること。

#### 5 ダンピング受注の排除

ダンピング受注による下請け業者へのしわ寄せを改善するため、工事の施工に通常必要と認められる原価に満たない金額での契約を締結してはならないことの徹底をすること。

#### 6 消費税の適切な支払い

平成 26 年 4 月 1 日からの消費税率の引き上げに際し、適正な請負契約の締結及び代金の支払いを行うこと。